

# 幕別町人口動態調査及び将来人口推計事業委託業務仕様書

## 1 委託事業名

幕別町人口動態調査及び将来人口推計事業委託業務

## 2 業務目的

本業務は、幕別町の人口に関する動態調査や直近の統計数値等を用いて将来人口推計を行い、次期幕別町総合計画の策定に係る基礎資料とするとともに、今後の幕別町の人口減少対策における効果的な政策形成に活用することを目的とする。

## 3 業務期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

## 4 業務内容

国や道及び関係機関から公表されている直近の各分野の各種統計データや町民への意識調査等に基づき、様々な内的・外的要因を考慮した上で、本町の人口の現状の把握と将来人口の推計を行う。

### (1) 人口動態分析

公開されている基礎データを収集整理し、現在までの町全域及び地区別（幕別、札内、忠類）、地域別（幕別市街地、札内市街地、忠類市街地、幕別札内農村地域、忠類農村地域）の人口、世帯数、自然増（出生・死亡）、社会増減（転出・転入）の推移や傾向を分析する。

#### ア 時系列による人口動向分析

自然増減要因及び社会増減要因の視点から下記項目の推移・影響等について整理・分析を行う。

- ・ 総人口の推移
- ・ 年齢3区分別人口の推移
- ・ 出生・死亡・転入・転出の推移
- ・ 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響
- ・ 年齢階級別の人口移動の状況

#### イ 年齢階級別の人口動向分析

人口移動の背景を整理し、年齢階級別の人口移動について整理・分析を行う。分析の際には、人口移動に影響を与えた可能性のある社会経済動向や、進学・就職、住まい等に関する施策、少子化や出生数の増減等、人口に関する要因等の背景を整理する。

- ・ 性別、年齢階級別の人口移動の最近の状況
- ・ 性別、年齢階級別の人口移動の状況の長期的動向
- ・ 転入転出の状況及び純移動数
- ・ 5歳階級別・性別転入転出数の状況

ウ 出生に関する分析

幕別町における出生数の推移を把握し、少子化の状況を分析する。

- ・合計特殊出生率と出生数の推移

エ 産業別就業・雇用に関する人口分析

産業別の就業状況、雇用を提供している産業について整理・分析を行う。

- ・男女別産業人口及び産業別特化係数
- ・年齢階級別産業人口

オ 近隣・類似自治体の人口動態の特徴、要因分析

近隣自治体（帯広市、音更町、芽室町）及び類似自治体の特徴や要因について分析する。

(2) 将来人口推計及び分析

現行の人口ビジョンの推計値と実績値の分析・検証を行った上で、最新の人口データに基づき町全体、地域、地区別に将来人口を推計する。また、推計結果等を踏まえ、幕別町が目指す将来展望を取りまとめる。

ア 2060年までを基本とした将来人口推計

イ 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

ウ 目指すべき将来及び基本的な施策の方向性

エ 人口の将来展望

(3) 町民アンケート調査の実施、分析

結婚や出産などに関する希望や、未婚者の結婚や出産への阻害要因などを把握することで、子どもを生み育てやすい環境づくりに取り組むための方向性を示すことを目的とした意識調査を行う。

ア 調査対象者

20歳以上40歳未満の男女

イ 調査方法

郵送、幕別町公式LINE配信、WEB

ウ 調査項目数

20～30項目程度

エ 調査に係る委託者と受託者の業務分担

項目	委託者	受託者
調査票の設計	●	●
調査票フォーマット作成 (WEB 調査用)		●
調査票の印刷費		●
郵送費 (発送・返信)		●
発送用封筒の用意	●	
返信用封筒の購入		●
送付対象者情報の提供	●	

発送用の宛名等印刷	●	
返信用封筒の宛名等印刷		●
調査票等封入作業		●
アンケート結果のデータ集計・分析		●

(4) 報告書作成及び委託成果品

上記(1)～(3)までの実施結果を取りまとめ、報告書を作成する。また、活用したデータ等についても委託成果としてデータにより納品し、データの権利は町に帰属するなど、整理する。

なお、報告書は、紙媒体(A4版)で2部、電子媒体(CD-RまたはDVD-R)で正副2部とする。

5 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日(金)まで

6 予算上限額

5,786,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

7 業務上の留意事項

- (1) 業務仕様書に記載のない事項については、幕別町との協議により決定する。
- (2) 必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。
- (3) 全てのデータについて出典を明示するとともに、電子データについては今後の更新が可能となるよう配慮すること。
- (4) この事業により知り得た個人情報を外部に漏らし、またはその他の目的に利用してはならない(この事業が終了した後においても適用するものとする)。
- (5) 検査完了、引き渡し後であっても、成果品の内容等に不備または誤りが発見された場合は、受託者の責任と費用負担によって速やかに成果品の訂正、補足をしなければならない。